

●香川県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年12月11日から平成31年1月15日まで一般の縦覧に供する。

平成30年12月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松牟礼線（36号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市庵治町字葛原2741番3 地先から	前	9.9~27.3	258	平成23年香川県告示第84 号で変更した区域の一部 道路整備工事に伴う現道 拡幅 余剰地の不用物件化
高松市牟礼町大町字金山6番 1地先まで	後	9.9~19.8	258	

- 4 供用開始の期日 平成30年12月11日